

平成23年度第2回安全・安心まちづくり委員会 議事録

日時：平成23年11月24日（木）

午後1時から午後3時まで

場所：宮城県行政庁舎4階 特別会議室

1 開会

○司会

ただ今から、平成23年度第2回安全・安心まちづくり委員会を開会いたします。
開会に当たりまして、環境生活部理事兼次長の渋谷より挨拶を申し上げます。

2 挨拶 環境生活部理事兼次長

こんにちは。本日はお忙しい中、山田先生を始め、委員の先生方には、お集まりいただきまして大変ありがとうございます。部長が参りましてご挨拶を申し上げるべきところですが、本日は東京都の方に行っておりまして、女川町の震災廃棄物の受け入れをしていただけたということで、今日調印式がございまして、ある意味初めて、県外の方で、震災廃棄物の処理をしていただけたということの第一号ということで、これからこれを契機に、各都道府県におかれまして、積極的な受け入れをしていただければ、本県の復興にもますます弾みがつくんだろうなと、いう風に考えております。

さて本日でございますけれども、23年度の安全・安心まちづくり委員会の第2回目の委員会ということでございます。後ほど事務局からも説明がございまして、現在の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の計画期間なんですけど、平成19年度から23年度の5カ年間となっております。本年度中に改訂する必要がございます。そのためにこの委員会におきまして、来年度からスタートする新たな計画につきまして、ご審議をしていただくということになっておるわけでございます。

本来であれば十分な審議時間をお取りいたしまして、先生方に作業を進めていただくところでございますけれども、3・11の震災の影響等によりまして、非常にタイトなスケジュールの中で改訂作業を進めていただかなければならないということでございます。先生方には非常に心苦しい中ではございますけれども、引き続きご協力をお願いしたいと思っております。

本日は第1回目の委員会と、委員会が終わりましてから、委員の先生方をご訪問した際にいただきましたご意見等を基に作成いたしました中間案をお示しするというところでございます。忙しいところ、職員の訪問にご対応いただきまして、これも改めて御礼を申し上げます。

どうかすべての県民の安全で安心な暮らしの実現に向けまして、忌憚のないご意見よろしくご意見申し上げます。どうぞ本日はよろしくお願い申し上げます。

○司会

議事に入ります前に、本日ご参会の委員の皆様をご紹介させていただきたいと思っております。

けれども、これまで外国人の観点から安全・安心まちづくりについて御意見をいただいております青木アタヤ様のご都合により辞任されましたので、後任としてザンペイソフ・バキトグル様に新たに委員になっていただきましたので、バキト様に一言、御挨拶を願います。

○バキトグル委員

皆さんこんにちは。はじめまして。私はザンペイソフ・バキトグル。カザフスタンという国、少しずつテレビに出てきているところなんですけど、カザフスタン出身の、ロシア国籍を持っている人なんです。

日本に来て大体15年です、全部合わせて。その間にもアメリカに行ったりとかいろいろあったんですけど、仙台に来て6、7年くらいです。その前は京都、大阪で住んでました。子どもが3人いまして、2人は社会人、1人は高校生です。

仙台ではいろんな活動をして、子どもを育てながらPTAに参加したりとか、自分の人生を楽しく生きている者です。今日は日本語がたまに難しいところがあると思うんですけど、役に立てるかどうかわからないんですけど、よろしく願います。ありがとうございます。

○司会

どうも大変ありがとうございました。

今回は去る10月5日の第1回委員会に続きまして、今年度第2回目の委員会ですが、前回欠席された委員の方もおりましたが、今回は委員の方々全員がお揃いでございます。前回の委員会では、委員の皆様から各自自己紹介をしていただきましたが、本日はお名前だけの紹介とさせていただきます。

(一人ずつ委員を紹介)

本日出席しております事務局について紹介させていただきます。

ただいま開会の挨拶を申し上げました環境生活部理事兼次長の渋谷浩でございます。

環境生活部共同参画社会推進課長の佐藤謙一でございます。

そのほか、お手元の「関連事業担当課一覧」にございますとおり、関係各課の職員が出席しております。

引き続きまして、議事に入る前に、前回の委員会の説明と繰り返しになりますが、改めて、本委員会の役割・目的について御説明いたします。

本委員会は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第1項の規定により設置され、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画について審議することを目的としております。

また、現在の犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の計画期間は平成19年度から平成23年度までの5年間となっておりますことから、平成24年4月1日を始期とする次期計画の策定について御審議いただくため、前回の委員会において、基本計画の

案を諮問し、まず、計画の骨子について御意見、御提言をいただいたところでございます。

また、前回の委員会終了後、出席していただいた委員のほか欠席された委員の方についても事務局の職員が訪問し、さらに御意見を頂戴しました。

本日の委員会には、委員の皆様の御意見を踏まえた計画の中間案を御用意させていただきましたので、よろしく御審議の程、お願い申し上げます。

なお、今後のスケジュールにつきましては、お手元の資料1により、事務局から改めて御説明させていただきます。

○事務局

それでは資料1をご覧ください。

第1回目の委員会を10月に開催させていただきました。その後、欠席された委員を含め、原則的には各委員の方を事務局として回らせていただいたところでございます。本日はそのご意見を踏まえ、その内容を中間案に反映しております。

前回の委員会では、新計画の骨子について御意見をいただきましたが、今回は、中間案ということで計画全体について御意見や御提言をいただきまして、来月に開催を予定している第3回目の委員会で、今回の委員会の御意見や今後実施するパブリックコメントを踏まえて修正した答申案について御審議をいただきたいと考えております。

なお、次回の委員会までの間に期間としては2週間程度と考えておりますけれども、パブリックコメントを実施し、県民の御意見を募集いたしますが、パブリックコメントには、本日の御意見を可能な限り取り入れた案で実施したいと考えております。

それと並行した作業となってしまいますが、委員の皆様には、本日の御意見を踏まえて作成いたします答申案の内容について確認する作業の方をさせていただきたいと考えております。

答申後の流れについてですが、1月に開催する知事を本部長とする安全・安心まちづくり推進本部で答申案をベースに策定する次期基本計画について決定しまして、2月に議会のほうに提案するということとなります。その後、議会の審議を経て、順調に進めば3月に議会の議決を得まして、来年の4月1日から新計画がスタートする、ということになります。以上でございます。

○司会

ただいまの説明について、御質問、御意見等はございますでしょうか。

(特になし)

それでは、スケジュールにつきましては、特に御意見、御質問等はないようですので、次に進めさせていただきたいと思っております。

3 議事

○司会

それでは、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり条例第8条第5項の規定により、こ

ここからの議事につきましては、会長である山田委員に議長をお願いしたいと存じます。山田会長、よろしく申し上げます。

○山田会長

それでは、議長を務めさせていただきます。

前回の委員会、それからそのあとの訪問調査のときには、大変貴重な御意見をいただきまして、ありがとうございました。まずはじめに、この会議は県の情報公開条例第19条の規定に基づき原則公開となりますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

それでは、協議事項、本日は一点ですが、「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の中間案について」、事務局から説明いただきたいと思います。

○事務局

それでは、中間案について御説明させていただきます。資料2をご覧ください。

前回欠席された委員の方もおりますので、改めて、今回の基本計画の改正についてのスタンスや前回の委員会の御意見の中間案への反映状況について御説明します。

まず、改正案の検討に係る基本的なスタンスですが次の3つとしております。

1つ目は、本計画は条例に基づき策定される計画ですが、記載すべき事項については、基本的に条例で定められておりますので、基本的には条例の体系を尊重して策定しました現計画を踏襲して改正することにしました。

2つ目は、今回は震災の影響もあり、審議期間が必ずしも十分ではないという事情もありますが、改正に当たっては社会情勢などの変化をできる限り反映させることとしました。

3つ目は、震災からの復旧についての対策について新たに加えることとしました。

これら、3つのスタンスを踏まえた改正のポイントは次の3点となります。

1つ目は、女性の見守り活動を強化するため、これまで高齢者や障害者、外国人に係る見守り活動の一環として位置づけておりました、女性のための対策について項目として独立させて総合的に取り組むこととしました。

2つ目は、全体的な刑法犯の減少にも関わらず、出会い系サイトなどを通じて子どもが犯罪に巻き込まれる事件というものが必ずしも減少していないことがありまして、子どもの見守り活動の中に情報化社会への対応という項目を加えました。

3つ目は、被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧に総合的に取り組むため、項目を新設することとしました。

それぞれの改正のポイントに対応した改正案中の記述については、右側に記載してあります。

1つ目のポイントに関して、改正案につきましては、女性を犯罪の被害から守るための対策の推進といたしまして、特に女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進という項目を付け加えまして、

- ・女性に対する犯罪を未然に防ぐ対策の検討を推進します

・女性を対象とする犯罪の繰り返しを防ぐ対策の検討を推進します

これらの検討にあたりましては、

・特に被害者の立場を尊重しながら対策の検討を推進する

ということにしております。

2つ目のポイントに対する対応案の記載ですが、「情報化社会における子どもの見守りの推進」としまして、

・出会い系サイトやコミュニティサイトなどを通じて犯罪に巻き込まれないようインターネットの適切な利用についての教育を推進します

・子どもが置かれている情報化社会の現状に関する理解を進め、子どもがインターネットを通じ犯罪に巻き込まれにくい環境を作っていきます

ということにしております。

3点目ですけれども、「被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧」としまして、

・被災した防犯ボランティアの再生支援

・被災地の安全対策の推進

・被災地における子どもの安全・安心の確保

・被災地の環境整備の促進

というところを、具体的に改正案の中に記述しております。

また、委員の皆様の御意見についての計画中への反映については、次のページをご覧ください。具体的な記載内容につきましては、資料4の中間案の説明のところでございますが、上から順にご説明しますと、まず基本方針関係にかかる委員の御意見ですけれども、

・防犯の基本は、自分の身は自分で守ることです。

・女性一般が社会的に弱い立場にあると誤解されうる表現があります。

ということで、これについては基本方針の書きぶりを修正しております。

次に方向性1に係る委員の御意見ですけれども

・安全・安心まちづくりの土台となるコミュニティづくりについてさらに踏み込むべきです。

・事業者との連携方法が見えづらいところがあります。

というご意見がありましたので、改正案の中には、計画の方向性と、推進項目への記述を強化しております。

次に、方向性2に関連するご意見ですけれども、

・子どもの虐待は大きな社会問題である。

・子どもの危機回避能力を育てるような教育が大事です。

・大人への教育も必要です。

・出会い系サイト等についてきちんと計画中に明記した方がよいです。

という御意見をいただきましたので、改正案の中には、推進項目に児童虐待に関する取組を追加するとともに、教育の充実について記述しています。また、出会い系サイトについても、推進項目にそのフレーズをきちんと明記するという事にいたしました。

方向性3の関係の御意見ですけど、

・DVをはじめとする女性に対する暴力を減らすには、規制の強化だけではなく、教育の充実が必要です。

というご意見がありましたので、改正案につきましては、推進項目の異性に対する理解を進める教育や性暴力に関する教育の推進ということを記述しております。

方向性4に係る御意見ですけれども、障害者の安全・安心のためにはノーマライゼーションの視点が必要です、という御意見がありましたので、これにつきましては具体的推進方策に記述を追加しております。

方向性6の関係の御意見ですけれども、道路上の不法占有物も犯罪を誘発する原因ですというところがありまして、この部分について、具体的推進方策の中に記述を追加しました。

最後に、方向性の8番として被災地における安全・安心まちづくりの早期復旧の関係ですけれども、被災地の子どもにとって安全な遊び場はとても重要です。2点目として、被災地で活動していただいているボランティアにつきましても、安全・安心の視点が必要です。ということでございましたので、これらにつきましても、推進項目や具体的推進方策へその取組を追加した、というところでございます。

なお、委員の皆様のご意見の集約に当たっては、事務局として、発言の主旨を推定しながらという部分もありますので、正確に反映していない部分や足りない部分、主旨がずれている部分などがありましたら、指摘していただきますと大変助かります。

次に資料3をご覧ください。

計画の体系の概要を記載してありますが、左側に現計画の体系、中央に前回の委員会でお示した案、右側に御意見を踏まえて修正した案となっております。

前回との相違点についてですが、まず、目標につきまして「犯罪の起きにくい環境づくり」は非常に大事ですが、「社会的に弱い立場」という表現については誤解を生じるおそれがあるのではないかと、というところがありましたので、その部分を削りました。

また、基本方針につきましても、「防犯の基本は自分の身は自分で守ることです」との御意見を踏まえて現計画の表現を踏襲することとしたほか、2つ目の基本方針については、社会背景を考慮しながら、それぞれのケースに合わせた見守り活動を展開していくこととしております。

次に、20の推進項目のうち2番目の「県民等の自主的活動の促進」を「安全・安心まちづくりのための環境整備」に修正しております。

これは、「安全・安心まちづくりのためには環境づくりが重要です」という御意見を踏まえ、「県民等による自主的活動の促進」を「安全・安心まちづくりのための環境の整備」の1つとして捉え直した部分ですが、具体的な考え方については、個別の推進項目の御説明のところでもさせていただきたいと思います。

被災地関係では、復旧支援について、団体だけではなく、住民単位の自主防犯活動などに対しても支援することとしたほか、被災地における子どもの安全・安心について通学路の安全点検だけではなく、安全な遊び場の確保など安全対策全般に取り組むこととしました。

次に資料4としまして、計画案本体の説明に入らせていただきます。

会議の時間も限られていますことから、基本的には現計画を踏襲することにしておりますので、記載内容に変更がない箇所やこれまでの表現をわかりやすくするために、言い回しを手直した部分で記載してある内容に変更がない部分、それから前回の委員会でお示

しした内容と変更がない部分については省略しまして、中間案の右側に記載してありますが、委員の皆様の御意見を踏まえて修正した部分や、新たに加えた取組や表現といったところを中心に御説明いたします。

まず、資料の５ページから６ページをご覧ください。

こちらには、条例の前文に記載してある安全・安心まちづくりの考え方をベースに、計画策定の主旨が記載してあります。また、今回の改正に当たっては、震災に直面して発揮された、地域の連帯の重要性について記載したほか、宮城県が策定した震災復興計画と本計画との関係などについて追加しております。

次に資料の７ページから８ページをご覧ください。

宮城県の現状と課題についての説明ですが、前回の委員会で御説明したように、刑法犯の認知件数は平成１３年をピークに減少を続けておりますが、やはり昭和４０年代、５０年代の治安がよかった時期と比べると年間約９，０００件も多い状況となっているほか、被災地では空き巣が多発し、県民の新たな不安要因となっているところでございます。

また、情報化社会の進展は私たちの生活を便利にしましたが、一方、子どもにとっては新たな危険要因が増えたともいえる状況になっているというところを説明してございます。

次に資料の９ページをご覧ください。

「犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくりの推進」としまして、目標、基本方針、基本方針を進めていくための方向性やその推進体制について記載してあります。

すでに、資料３で御説明している箇所もありますので重なる部分については省略しまして、１１ページから御説明いたします。

（３）方向性の「イ 犯罪のないみやぎを目指した活動を県民運動として展開するための気運の醸成」につきましても、「犯罪が起こりにくい環境づくりを進めていく上では、その土台となる地域コミュニティの形成が重要です」との御意見を踏まえ、３段落目に「地域コミュニティの連帯」についての重要性について記述してあります。

同様に「ロ 犯罪被害から子どもを守るための見守り活動の促進と情報化社会への対応」の部分にも子どもの見守りにおける地域社会の連帯について記述しました。

また、「ハ 女性の安全対策の推進」につきましても、「女性一般が社会的に弱い立場にあるとの誤解を生じるような表現があり、見直されたい」との御意見を踏まえまして「男女共同参画社会の進展による女性の自立を前提に、わいせつ事案など女性であることが犯罪に遭いやすくなることを許さない社会づくり」について記述したところでございます。

次に、１４ページから１５ページにかけては、推進体制の整備やその具体的なイメージについて記載してありますが、基本的には、推進体制については現行の体制を維持しつつ、ただし、震災対応ということがありますので、「ハ 市町村や国、他の都道府県との連携」の部分の被災市町村との連携について、より積極的に支援や連携をしていくこととしております。

次に資料の１８ページをご覧ください。

ここからは、「推進項目と具体的推進方策」としまして、安全・安心まちづくりを進めていくための具体的な取組などが記載してあります。

まず、１９ページの「（２）安全・安心まちづくりのための環境の整備」から御説明いた

します。

先ほども、簡単に触れましたが、この推進項目は、現計画では「県民等による自主的活動の促進」となっていたものを、「安全・安心まちづくりのためには環境づくりが重要です」との御意見を踏まえ、「県民等による自主的活動の促進」を「安全・安心まちづくりのための環境の整備」の1つとして捉え直した部分です。

具体的には、1つ目の吹き出しの部分の「安全・安心まちづくりを進めるには、地域コミュニティの形成が重要です」との御意見を踏まえまして、「地域コミュニティづくりの一環として安全・安心まちづくり活動の担い手を増やす」こととしまして、その担い手を増やすための手段として県民等の社会活動への参加を促進することにより、安全・安心まちづくりの裾野の拡大を促進することとしたほか、一般県民向けの研修などを実施し、担い手を育成することとしました。

また、安全・安心まちづくりに関し、事業者との連携方法が見えづらいのではないかとの御意見につきましては、様々な社会活動に関する情報発信を充実していくことで、事業者単位の安全・安心まちづくりへの参加を促していくこととしております。

次に「(3) ボランティア団体等のネットワーク化の促進」の項目につきましては、防犯ボランティア団体のネットワーク化の意義として、過疎化や担い手の固定化という現状を踏まえると、当面は少ない資源で効率的な活動を行う必要があることから、各団体間の情報交換を活発化し、適切な役割分担をすることの重要性について記述を追加しております。

次は22ページの「(4) 行政、県民、事業者が連携した県民運動の推進」についてですが、地域コミュニティづくりの重要性を踏まえて、推進項目の中に「県民運動の推進のためには、コミュニティの育成と地域の連帯が必要であること」を記述しました。

また、具体的推進方策として「ハ 県民運動を推進するためのコミュニティの育成」を新たに追加し、「県民の社会活動への参加の間口を広げ、地域コミュニティの育成へとつなげていくため、県民誰もが参加できる身近な社会活動を推進すること」を記述しています。

次は、「(5) 地域で見守る子どもの安全対策の促進」ですが、子どもの虐待は大きな社会問題となっておりますので、推進項目に児童虐待への取組を追加するとともに、具体的推進方策「ホ 子どもの虐待防止の取組の推進」を新たに設けました。

また、具体的な取組としましては、これまでもやっているところがありますけれども、

- ・児童虐待防止のための啓発パンフレットの配布
- ・医療機関従事者向けの児童虐待に関する普及啓発の推進
- ・関係機関による児童虐待防止ネットワークの充実

などを想定しております。

次は「(6) 子どもに関する安全教育の推進」です。

委員からの意見としましては、子どもの危機回避能力の育成の必要性や子どもを守るためには大人への教育も必要ではないか、との意見をいただきました。

それらを踏まえ、推進項目と具体的推進方策に子どもの犯罪回避能力の育成についての記述を追加したほか、具体的推進方策「ヘ 子どもを守るための大人に対する安全教育の推進」の項目を新たに作り、教職員だけではなく子どもが利用する施設の従事者に対するセクシャルハラスメントや性暴力に関する犯罪被害防止ための取組を推進することを付け加

えております。

次に新たに新設した「(7) 情報化社会における子どもの見守りの推進」についてですが、委員の意見を踏まえ、「出会い系サイトやコミュニティサイト」について推進項目に明記するとともに、具体的推進方策としては、子どもに対する教育として「子どもに対する情報モラル教育の推進」、それから大人に対する教育としまして「大人の子どもの取り巻く情報化社会の現状に関する理解の促進」の2項目を作っております。

なお、「子どもに対する情報モラル教育の推進」について現在取り組んでいるものとしましては

- ・情報モラル向上のためのリーフレット
- ・インターネットを通じた詐欺などの犯罪に巻き込まれないためのリーフレット

の作成・配布をしています。

また、「大人の子どもの取り巻く情報化社会の現状に関する理解の促進」に関する取組としましては

- ・保護者を対象としたネットトラブルから子どもを守るための研修会の開催やリーフレットの作成・配布
- ・保護者を対象としたフィルタリングの必要性についてのリーフレットの作成・配布
- ・情報教育の進め方に関する教職員への支援

などをおこなっております。

次に「(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進」については、これまでの子どもの見守りに関する取組のほか、県民が子どもの安全を守るためにどのようなものを望んでいるのかについて検討を推進していく必要性について加えた項目です。

具体的には、誘拐や子どもを対象としたわいせつ事案など、特に子どもを標的とする犯罪から子どもを守っていくための方策の検討を推進していくこととしておりまして、その検討に当たっては、子どもに対する犯罪を未然に防ぐことや犯罪の繰り返しを防ぐ対策の検討に重点を置くことや、特に被害者の立場を尊重しながら、対策の検討を進めていくこととしております。

次に「(9) 女性を犯罪の被害から守るための対策の推進」ですが、委員の御意見を踏まえまして、推進項目に教育の重要性や相談環境の整備に関する記述を追加したほか、具体的推進方策には異性に対する理解を深めるための教育や性暴力に関する教育の推進について記述しました。また、相談しやすい環境づくりについて具体的推進方策を口として追加しました。

なお、「(8) 子どもを犯罪の被害から守るための対策の推進」と同様に、具体的推進方策を二として「女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進」について新たに記述しております。

次に「(10) 地域で見守る高齢者、障害者、外国人等の安全対策」についてですが、委員の御意見として「障害者が地域で安全・安心に暮らすには、地域にノーマライゼーションへの理解が必要ではないか」ということを踏まえ、具体的推進方策「ロ 障害者の見守り活動の推進」に記述を追加しましたほか、具体的推進方策「イ 高齢者の見守り活動の推進」については、振り込め詐欺など高齢者を標的とした犯罪被害の防止のための取組について追加しました。また障害者が地域で安全に暮らすための取組として、障害者からの通報に

対応できる体制の整備についての記述を追加しました。

次に「(11) 安全な学校・通学路づくり」につきましては、推進項目に安全な学校・通学路づくりには、子どもの目線に立つことが不可欠であることについて、記述を追加したほか、地域コミュニティとして子どもを取り囲む環境について共通認識を持つ必要があることについて追加しております。

次に「(12) 犯罪の防止に配慮した安全な道路，公園，駐車場等の普及」についてですが、御意見を踏まえまして、具体的推進方策「イ 道路，公園，駐車場等の見通しの確保，高照度照明施設等の整備促進」に、道路上の障害物の排除に係る記述を追加したほか、自転車盗が増える予兆があることを踏まえ、自転車の盗難防止対策の推進に係る記述について追加しました。

次に「(14) 犯罪の防止に配慮した安全な深夜商業施設等の普及」についてですが、商店街の衰退や過疎化が社会問題となっている地域においては、コンビニエンスストアなど深夜小売業施設の果たす役割が大きくなっていることを踏まえ、具体的推進方策として「深夜小売業施設のセーフティステーションとしての活用の促進」の項目を新たに追加しました。

次に「(15) 繁華街等の環境整備」についてですが、環境美化活動というものは落書き等とのいたちごっこという面がございますが、地道な取組が犯罪のない安全・安心まちづくりにつながることについての記述の追加と、空き家・空き店舗対策として、窓ガラスなどの設備の補修の重要性についての記述を追加しております。

次に「(17) 被災した防犯ボランティアの再生支援」についてです。

ここからは、被災地対策についての項目になります。

具体的には、被災地において、地域住民が一日も早く自らのまちを自らで守り、安全に安心して暮らせる環境を取り戻すために、被災地の安全・安心まちづくり活動の担い手となっていた防犯ボランティアの活動再開のための支援と被災地における新たな安全・安心まちづくりの担い手の育成の推進について記述してありますが、まず、被災した防犯ボランティアの活動再開への支援としましては、被災による装備資機材などの滅失で、活動が困難となっている防犯ボランティアに対する装備資機材等の再整備についての支援をすることとしております。

また、被災地における安全・安心まちづくりの担い手の育成につきましては、被災地における安全・安心まちづくりのリーダー養成講座の重点的な開催や仮設住宅におけるコミュニティの中心的役割を担う「地域防犯サポーター」の委嘱などを通じ進めていくこととしております。

次に「(18) 被災地の安全対策の推進」についてですが、大きく3つの取組をポイントとしております。

1点目は、被災地の安全パトロールの推進、2点目は「被災者などへの安全教育の推進」、3点目は「被災者のための相談窓口の充実」です。

具体的な取組としましては、被災地を中心としたパトロール活動の強化、被災地における地域安全教室の重点的な開催、仮設住宅での防犯ガイド（パンフレット）の配布や相談ダイヤルの開設、仮設住宅への訪問相談等を想定しております。

また、委員意見を踏まえまして、被災地のボランティアの安全対策に関し記述しました。

次に「(19) 被災地における子どもの安全・安心の確保」についてですが、推進項目に

「被災地の子どもの健やかな成長のためには、安全な遊び場の確保が必要です」との委員意見を踏まえた表現を記述したほか、具体的推進方策として、被災地における子どもの見守りの推進、被災地における通学路の安全点検の推進、被災地における子どもの安全な居場所づくりの推進の3点について取り組んでいくこととしました。

最後に「(20) 被災地の環境整備の促進」についてですが、災害廃棄物の早期撤去や道路の再整備に合わせた街路灯の復旧などにより被災地の安全な環境を取り戻す取組や、被災地における環境美化活動などを通じて、取り組んでいくこととしております。

以上、長くなりましたが、中間案について御説明させていただきました。

○山田会長

ただいま、事務局から犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画の中間案について説明がありました。

中間案の内容につきまして、御意見や御提言をお願いします。前の方から考えていくということも考えられますが、相互にいろいろ関連があって、章を区切った議論になりまじすとかえってにくい面もあるかと思われまじすので、どうぞどこからなりとも御発言いただければと思ひまじす。

○山田会長

ではまた、私から最初に言わせていただきますようか。

章でいえば、3章以下につきましては、今十分御説明ありまして、皆さまからもたくさん御意見をいただき、私自身はあまり申し上げることは無いんですが、ちょっとスタイルにかかわること、どうかなと思ひたところがありましたので、少し申し上げます。これは第1章の計画策定の主旨のあたりに入ってくるのかもしれないけれど、これまで5年間、前期計画に基づいて取組をしてきたわけですが、この5年間の取組の成果であるとか課題であるとか、そういったところは少し入れておいたほうがいいのではないかなというように思ひた点が一つです。

もう一つは、これはなかなか、言うは易しで難しいかもしれません。やはりこの第1章に関わるかもしれませんが、本県の取組の特徴というか、他県との違いというか、もしそういうものがあつたら触れておくのもいいことではないかなと思ひたんですが、そこら辺はいかがでしょうか。

○事務局

今年を含めて過去5年間の計画に基づく実施状況の特徴的な点についての記述を加える方向で検討させていただきます。それから、他県との差、違い、特徴などについても、記載する方向で調査、検討させていただきます。

少し時間をいただき、最終的には何とか反映できるように頑張りたいと思ひまじす。

○山田会長

ありがとうございます。よろしくお願ひまじす。

それではどうぞ皆様からもいただきたいと思ひまじす。

○邊見委員

中間案の資料の38ページ、ただ今説明を受けて思いましたけれども、特に子どもの安全・安心の確保ということなんですが、今回、大震災に直面した子どもたち、テレビとか新聞とか、私も実際被災されたところに行ったりして、子どもたちと接することがあったのですが、子どもの心のケアということについて、触れていないわけではないんですが、具体的に心のケアについて、具体的な指針というものをここに記入していた方がいいのかなという感じがあります。

今回、3・11の大震災によって、大人も子どもも、年齢を問わずに、心に傷を負った方が大分いるわけです。私は地域で子どもたちに、次の日から臨時休校でしたので、いつまで休校ですかと言ったら、学校からは先が見えない、と言われました。要するに12日からはずっと臨時休業だったんです、幼稚園も小学校も中学校も。全然先が見えない状態で、地域の子どもたちの様子、あるいはお母さん方の話から、子どもたちは非常に不安とか、不眠とか、パニックとか、地震を経験した子どもにとっては、かなり精神的に情緒的に不安定な状態が見え隠れしている、ということがお母さん方からも出たようです。しかしながら毎日のテレビからは、衝撃的な映像が流されます。子どもたちにとっては非常に辛い部分ではないのかなと。

何ヶ月後かには、各学校にはスクールカウンセラーというのが配置されましたけれども、やはり春休みに入って、先が見えない長期の休業の中で、学校の先生方も家庭訪問したり、いろんなケアはされておりますけれども、被災後いろんなケアをわれわれ地域の大人がしなければいけないということを痛感させられたわけです。

今後も、ここに書いてありますけれども、事故、犯罪とか、いつどこであるか分からないものでありますので、今回の災害に限らず、普段から子どもの心のケアについて、体制を整えておく必要があるのではないかと思います。

ただ、地域で心のケアをするにあたって、臨床心理士の資格を持っている方というのは少ないわけですので、そういうリーダーの方、担当者を対象にして、研修を重ねながら、地元の学校と市町村と連携をとりながら、早期に子どもたちに対しての心のケアをするのが大事ではないか、と今回考えたところです。

話が長くなって申し訳なかったんですけども、心のケアのことについて入れていただければありがたいなと思います。以上でございます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。今のお話の主旨は、子どもの精神的な不安定なところが問題になりかねない、そういった視点から、子どもの心のケアについても触れておく必要があるのではないかと御指摘だと思いますが、事務局の方ではいかがですか。

○事務局

確かに、これを作っている段階では、子どもの心の傷、あるいは不安定さが、犯罪のない安全・安心まちづくりという観点から見て、少年非行につながっていく可能性があるというところまで、思いが至ってなかったというのは御指摘のとおりだと思います。ただ

そういうふうにつながっていくところについて、教育委員会とかその辺と相談をさせていただいて、実際問題として、心のケアについては、この犯罪のない安全・安心まちづくりの計画とは別次元ではもちろん既に組み込まれておりまして、その辺については、別途御紹介させていただきます。

○義務教育課

義務教育課の須藤と申します。よろしく申し上げます。

ただいまの先生の御指摘、もっとものことだと思います。実態は先生の御指摘のあったとおり、震災後数日は本当に混乱の中であって、義務教育課の中でも、これからどのように学校をケアするかということで、3月中は本当に先が見えない状態でした。それにあって、阪神大震災を経験した兵庫県教育委員会等、各委員会から、すぐ様々な情報、あるいは支援をいただきまして、取り組み始めたところです。

現在は県内すべてのスクールカウンセラー、これは以前から入ってるカウンセラーですが、そのカウンセラーたちももちろんフル稼働しております。それから緊急カウンセラーとして、文科省の方から大変な財政的な支援をいただきまして、全国から数多くのカウンセラーを県の方に呼んで、数字では表せないんですけども、かなりの数が各学校、特に沿岸部の被災学校に行っているところでございます。この施策につきましては、もちろん今年度単年ということでは考えておりませんで、今後も継続する方向で考えております。

大変印象的だったのは、3月にすぐ駆けつけていただきました、兵庫県教育委員会の震災の対応チーム、教員がやっているんですけども、すぐデータを見せていただきまして、子どもたちの心の傷が発災した当年度ではなくて、ピークが3年後に訪れて、5年後ぐらいまですと続いたと。それで学校も全く予想ができないことであったと。一所懸命、今、子どもも頑張っているわけです。大人の背中を見て。大人たちが雇用の不安等々で疲れてきたところで、子どもたちも疲れてくる。それは2年後3年後、という風に出てきたという総括の論文をいただきました。それで、宮城の現状を見た神戸の先生が、神戸どころではない、ということで大変心配されておりまして、義務教育課では、心のケアについては、長期ということ考えております。

○事務局

そこからなんですけれども、この計画は、犯罪のないみやぎ安全・安心まちづくり基本計画ということで、これ以外にも県の復興計画とか、様々な分野の計画がありますけれども、この計画自体には、犯罪抑止とか、防犯という観点の部分を盛り込むこととしております。

ですから、今お話のことで、現実にはもちろんきちんとした体制で進んでおりますけれども、防犯とか犯罪抑止、あるいは子どもの場合ですと少年非行とか、その辺の関連で記載する必要があるかどうか、教育委員会の方ともよく相談して、場合によっては委員御指摘のとおり、何らかの形で考えて参りたいと思います。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

参考に述べさせていただきますと、この子どもの心のケアのお話は、この夏でしたか、教育委員会で作られました、震災教育復興計画という、県の復興計画とは別に、教育関係の復興計画をお作りになって、私は偶然そこに交えていただきました。ここで大分これに関連して述べられておりますので、そちらの対応で済むことなのか、あるいは今回課長さんが言われたようにこの安全・安心の問題とリンクさせて述べたほうがいいのか、それは御検討いただいて、進めていただければと思います。どうもありがとうございました。

今のお話に関連してはよろしいですか。よろしければ、どうぞ他のご意見いただきたいと思えます。

はい、お願いします。

○三浦委員

ページ数で言いますと7ページになります、宮城県の現状のところでありまして。犯罪の発生状況は年々減少しております、平成13年度から半減している、ということですが、子どもの犯罪も、この非行少年の数の減少が続いているという状況で、非常に良い訳であります。

少年非行が減少しますとどうしても、県民それぞれが安全・安心な状態だ、ということになります。気が緩んでしまう可能性がありますので、現状の書き方というのが非常に大事でして、特に減ってはいますが、非常に厳しいんですよという価値観が非常に大事なかなと思えます。

特に少年非行のところ、少年非行の件数は減少しているものの、依然として刑法犯の検挙人員の4分の1を占め、人口比で成人と比較すると5.4倍もの高い水準で犯罪を犯している、ずっとそういう形でできている訳であります、最近の少年非行でちょっと問題かなと。

私が思っているのは、少年の再犯率、同じ少年が繰り返し犯罪を犯しているという再犯率が非常に高いということが、特徴的に起きているということが言えると思えますし、それから万引きが増加している。去年あたりから万引きが増加に転じているんですね。全体的には減少してます。万引きにおいては増加している、ということでありまして、万引きとか自転車盗というのは、非行少年の入口といわれております。それを繰り返す事によって大きな犯罪、非行を犯す、ということでありまして、再犯率が高くなっているという特徴と、それから非行の万引きが増加していると、その辺も入れていただければいいのかな、という感想をもっております。

○山田会長

はい、ありがとうございました。今、少年犯罪に関して、もう少し触れておくべきことなのでは、という御指摘でした。よろしいですか。

○事務局

はい、前向きに反映させるように努力いたします。

○山田会長

はい、ありがとうございました。それでは、どうぞ他のことにつきましてもお願いします。

○三浦委員

続けてよろしいでしょうか。

○山田会長

はい、お願いします。

○三浦委員

ページ数14ページのところで、推進体制の整備というところの、イ、ロ、ハのハですが、「市町村や国、他の都道府県との連携」というところで、県民に身近な市町村の果たす役割が大きいと記載されていて、このことは非常に大きいと私は思っております。市町村が終始、そこで頑張っていたか、あらゆる施策も進まないと考えておられて、例えば、市町村の安全条例の制定の状況などは、今、何パーセントぐらいになっているか、分かりますか。50パーセントぐらいになっているのでしょうか。

○事務局

今すぐ、何カ所という回答では無いんですけど、半分以上。全部で35市町村あるんですけども、もう既に25ぐらい作られていたと思いますが。

○三浦委員

安全条例についても、平成13年、14年ころから、言われていまして、未だに実態はそのような状態ということです。何故そういう事をお話したかといいますと、例えば我々県防連は、防犯ボランティア団体の指導とか、いろいろまとめ役などもやっている訳であります。よく質問で言われることは、青色回転灯をつけて防犯パトロールをやっているのですが、ガソリン代がどこからも出ない、ということをよく言われます。

このガソリン代も毎日のように防犯パトロールでやっていますから、大変なんではあります。どこからも出なくて、それぞれのボランティア団体がなんとか自前で或いは寄付をもらったりして、活動をしています。非常にその辺で苦労しながらやっているという事でありまして、そういうボランティア活動行っている方々は、そういうボランティア活動というの大事である、ということで、やっているわけですが、たとえば消防団や交通指導隊、というのは、きちんとした予算措置のもとに活動をしています。

どうして防犯ボランティアだけが自前でやらなくてはいけないのか、そういう時代なんですか、というようなことで、ガソリン代を県防連で何とかしてくれませんか、という話まで出ておる訳であります。私は基本的に自治体で出すものだと思ってる訳でして、いずれ安全条例の制定状況なしで、それからそういったそれぞれの活動をなさっているボランティア団体のガソリン代も、そういった要望に答えていない、という状況がございまして、やはりこの市町村の果たす役割ということを市町村自体によく認識をしていただきたい、ということをお願いしたかった訳であります。以上でございます。

○山田会長

ありがとうございます。今のお話は、一つは、ボランティアに必要なコストのお話とそれと関連して市町村の役割というようなことであつたと思いますが、よろしいですか。

○早坂委員

加美町役場ですが、防犯パトロールという活動を、加美町でも防犯指導員の方がいらっしやいますので、そのときは町の経費でガソリン代を出しています。ですから、その地域によっても違いますので、その行政区に相談すべきと思います。交通安全、それから防犯、万引きというのも、これは子どもだけではなく高齢者も多いです。要するに収入が無い、生活が出来ない、ということも色々ありますので、やはり防犯パトロールというのは道路を歩くだけではありません。そしてコンビニに寄ったり、色々と警察と連携をとって行政が指導してやっていくべきだと思つてます。

ただボランティア団体の方には、やはり今は、なかなか厳しい状態なものですから、行政に相談して、いくらかでも負担を軽減すると。あくまでもその地域の安全、安心のために実施しているものですから、そのあたりは行政もおそらく分かってくれると思いますので、よろしく願いいたします。

○山田会長

ありがとうございました。

ボランティアのコストの問題もある訳ですが、もう一つはボランティアが活動しやすい状態をどうやっていくか、というような事とも関連がある気がいたしますので、全体を見渡して、どこか書き足すべき所があれば、書き足していただければと思います。と、いう事でよろしいでしょうか。

○事務局

御主旨はよく理解いたしました。検討させていただきます。

○山田会長

どうぞ他にもありましたら。はい、お願いいたします。

○熊谷委員

宮城県観光連盟、熊谷と申します。前回欠席をさせていただきましたので、ちょっと細かい指摘になるかもしれませんが、「35ページの(16)観光地における情報提供の充実」の中で、外国人を含む観光旅行者へという条文がありますけれども、外国人観光旅行者というのは、ここ数年後には飛躍的に増えてきますし、更にその旅行形態が大きく変わる、という情勢があると思います。

今年は残念ながら、こういった震災、それから円高という影響で今伸びてはおりませんが、国の施策として平成25年度には、全国で1,500万人の外国人観光客を呼び込もうという施策をしています。28年度は2,000万人、更には3,000万人、こういうふう

な施策をしている中で、また更に、旅行形態が大きく変わっております。今までは団体旅行という事で、外国人観光者はほとんどが団体で来てました。したがって、安全・安心については、ツアーガイドなりツアーコンダクターが担当しているというのが実態ですが、最近の観光旅行者は、日本人と同様に個人型に大きく変わっておりまして、自由行動していくという中で、特にレンタカーとか、町を自由に歩く中で、交通事故等の心配が出てくるんじゃないか。

いわゆる交通規則が全体では日本とは違いますから、そういった諸々の観光旅行者の形態が変わっていく中で、こういうふう外国人を含む観光旅行者というように一色単にしていいのか、ということなのです。ちょっと疑問に思ったものですから、是非、外国人旅行者という分野で別にまとめていただければ、というふうに思います。以上です。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

そうすると、これは何をどのように修正をしていったら良いでしょうか。観光地における情報提供の充実、というよりは、少しタイトルを変えた方がよいということになりますか。

○熊谷委員

項目の中で、外国人、日本人と、きちっと分けた方が、今後のためにもいいのではないかと思います。

○山田会長

そうするとこの項目の中で外国人旅行者という項目を立てた方がよいというような御指摘ですか？

確かに、旅行形態は変化しきておりまして、今、御指摘があったように個人化ということがありますので、従来とは違った問題が出て来ると思います。そういったことも必要だと思いますので、ご検討いただくということによろしいでしょうか。

○事務局

はい、観光課なり、国際交流課なり、関連部署と協議をしてみたいと思います。

○山田会長

ありがとうございました。

他には、いかがでしょうか？

○山田会長

それでは1つ。これはどこかに書かれているかと思いますが、10ページの推進体制の整備といったところか、そのあとの項目になると思います。この推進体制で県とか、それからいろいろな団体との連携とか、市町村とか都道府県の連携というのがあります。こういった取組は、団体間ということも大事なんですが、地域或いはコミュニティで対応され

ているようなPTAであるとか、比較的、年齢層が高い方が対応しているということもあるような気がいたしますので、この問題に関しましては、県民の色々な層がこれに参画していく、というそういったキーワードがあった方がいいんじゃないでしょうか。

多様な層の参画というようなところがどこかに入っているかもしれませんが、みんなで取り組んでいくんだ、という辺りのキーワードもあっていいかなと思ったところです。団体とか組織とか、そういったところの連携はあるのですが、それだけではなくて(県民、一人ひとり)という言葉の中に込められていると思うんですが)、いろんな層が協力して連携してという、そういったキーワードがどこかにもあっていいのではないかなと思った次第です。よく読めばそういったことは込められていますので、可能であれば、ということをお願いします。

○事務局

会長がおっしゃられるとおり、私どもとしてもその様々な立場の方々に世代各層、あるいは事業者であったりとか、行政であったりとかという方々の協力のもと、あるいは連携のもと進めていくのは勿論というように理解して、必須なことであると考えております。

先生の御指摘が記述の部分で、もうちょっと、その辺がより分かり易くなるかどうか、検討させていただきます。

○山田会長

はい、お願いします。

○藤澤委員

(5)に「地域で見守る子どもの安全対策の推進」とありますが、23ページにそういう表題とか文言で書いてあります。地域で見守るってということが、表面的にも見守るってことはイメージできるんですが、(7)26ページで、「情報化社会における子どもの見守りの推進」という、ここの「見守り」という言葉ですが、表面的に見守ったりとか出来るものでは、なり難いのではないかなという気がしたんですね。

脇から見守るというよりも、別な表現の方が、具体的にこう「これがいいですよ」と、提案出来ないんですけど、ただ見守るってことが、傍から見ているような感じがしています。そうではないような表現がいいような気がします。

そして、ここの中に、イ、ロと、2つの推進のあり方、促進のあり方がありますが、もう現に出会い系サイトやそういうものによって、犯罪に巻き込まれている子どもたちが実際にいます。それに対しての対策が大事だと思います。

女性の対策の方にもありますような、28ページですね。28ページの二の「女性が標的になりやすい犯罪から女性を守るための対策の検討の推進」などの女性の悩みを総合的に解決していくためにプライバシーに配慮しながら各相談窓口の情報を置くとか、そういう相談しやすい雰囲気づくりのようなものも、ここに1項目あっていいのではないかなと思っております。

もし、事件事故に遭遇した場合に、どこにどのように自分が相談したりする場所があるんでしょうか。一人で悩まずに相談できる場所があるんですよ、ということ、犯罪にあ

ったような出会い系サイトやそういうところで事件事故に巻き込まれたような子どもたちが、相談できる雰囲気というか、分かる場所、そういうことも1項目掲げていただければいいのではないかなと思いました。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

26ページの情報化社会における子どもの見守りの推進ということなんですが、見守っているだけじゃいけないのではないか。もう少し前向きにガードするというか、取組をきちんとしないといけないので、見守るという表現だけではどうも適当ではないのではないか。

それと関連して、子どもについても、女性のことを例に出していただいたんですね。相談したり、逃げ込んだりといった対応の場、そういったものも用意されるべきではないかというのが御主旨かと思えます。

それから、女性の方は、これはよろしいですか。女性の方は一応口で相談しやすい環境の整備というのが入ってはいるのですが。女性の方も何か足したほうがよろしいですか。

今、ハに関連して言われたわけですが、ハのところを組み込んだ方がいいということになりますかね。御主旨はどちらかということ子どもが中心と考えてよろしいですか。

ということですので、7のタイトルと、中身に組み込んで、子どものそういった情報問題に関する相談の場とか、支援の場とか、そういったことについては他の項目にはないんですよね。ですから、ここで考えていただければと思います。よろしいですか。

○事務局

はい。まず、このタイトルの部分について、情報化社会における子どもの見守りの推進というところが、ちょっとそぐわないということに関しましては、御指摘を受けて、私もなるほどそうかな、と改めて感じた部分もありますので、検討させていただきたいと思えます。

それから実際に、犯罪に巻き込まれた子どもが相談する場所という中身の部分については担当から回答をお願いします。

○子育て支援課

子育て支援課の白鳥と申します。

情報化に関する相談窓口ということで特化した窓口はありませんが、総合的な子どもに関することの相談ということであれば、児童相談所や市町村にも児童福祉担当部署があります。そういったところでは、一義的には受けていただいていると思えます。

○高校教育課

高校教育課の斎藤でございます。

子どもたちのインターネットですとか、携帯電話関係のフィルタリングにつきましては、保護者の方の御理解が第一でございますので、学校とPTAが協力しながら、理解促進のための研修会の開催やリーフレットの配布を行っております。これは教育委員会だけでは

なくて、知事部局の関連部署の方でもそういったような取組みはしていると把握しております。

それから、私どものところでは、いわゆる学校裏サイト等の監視事業を行っております。特に問題のあったケースについては、当該校に連絡をして、対応を取っております。それから一般的な教育の場面では、情報モラル教育を教育課程の全般を通して行い、子どもたちの情報対応能力というものを向上させていくことに取り組んでおります。

それから、もしも何かあった場合の相談機関としては、情報犯罪に特化したという形ではなく、一般的なもの、子どもたちが何か悩みごとや問題を相談できる窓口としての電話相談やカウンセラーを準備しております。もちろん子どもたちからであれ、保護者の方からであれ、何かあれば常に学校でも相談に対応できる体制を取っております。

○事務局

現状はそういうことで、この計画にどういうふうに記載するかについては、検討させていただきます。

○山田会長

はい、ありがとうございました。

ではこの問題についても、少し御検討いただくということでお願いしたいと思います。

はい、どうぞお願いします。

○菅原委員

今のことに関連して、そこをもう少し宣伝していただきたいということでお願いしたいんですが、25ページの子どもの関するところなんですが、イの「子どもの健全育成」辺りとホの辺りですね。そちらの視点の方も、もうちょっと変えて、もう少しアピールしてほしい。

というのは、私、家庭裁判所で40年間仕事をしてきて、とても家庭というか、親がとても生きにくい、大変な生活をしているので、子どもたちが本当に大変なんですね。家庭の教育力とかそういうのも、落ちてきているような気がしますし、それから家庭内でのいろんな人間関係、交際中の人間関係も含めてですけれども、そういう人間関係から起きる事件が最近すごく増えているような気がしまして、家庭内での暴力というのも、実際は氷山の一角しか出てきていない気がするんですね。

そういうところになかなか立ち入れない。行政もどこも立ち入れないし、そういう人たちというのはなかなか発信できないんですね。一部では、地域とか絆とか、地域住民の連携・連帯というのが言われていますけれども、逆に非常に閉鎖的で孤立化している家庭もあって、そういう人たちのSOSが発信できないという、その辺りからいろんな問題が発生しているような気がするんですね。犯罪の方に行く人もいるし、精神疾患の方に行く人もいるし、不登校とかいじめとか自殺とか、そっちの方に行く人もいますけれども、両方同じ所から発生しているような気がするんですね。

なので、その辺の家庭に対する支援施設、児童相談所とか、婦人相談所とかはあるんですけど、家庭相談所というのは無いですね。そういうところがあって、そういう人たち

をもっと広く、今、広く対応できる窓口があるとおっしゃいましたけれども、そういう窓口をもう少し宣伝していただいて、そういう人たちが気軽に相談出来たり、そういう人たちにもっと支援の輪が広がったりとか、支援の手が差し伸べられるというんでしょうかね。今はなかなかボランティアの方も行政も入りにくくなっていると思うので、その辺りもちょっと、そういう視点も1つ大事なかなと感じました。

○山田会長

はい、ありがとうございます。今、おっしゃられたのは家庭自体が抱える問題、それによって子どもの犯罪とか、そういうものに結びつく。また、加害者になったり、被害者になったりそういう現状がある。それに対して、それへの相談所とか支援の窓口等のことも考えていくべきではないか、という御指摘だと思います。

子どもの(6)のところで、そういうことを述べる項目を用意した方がよろしいでしょうか。それとも、どこか他に述べる項目を受け止められる場を設けた方が良いのか。

子どもの問題としてとらえた方がよろしいでしょうか、もう少し広い視点で、家庭の内部がもつ問題に関連するところをまとめた方がよろしいでしょうか。そこら辺について、もっと御意見をいただければと思います。

○菅原委員

私としては、このイとかホの辺りをもう少し書き加えることにしたらと提案いたします。

○山田会長

どうも、他の意見が見あたらないようですので、25ページの(6)のところで家庭内の問題と関連した部分を1項目入れていただくか、あるいは、関連するところでもう少し整理していただければ、と思います。よろしくお願いします。

○事務局

御主旨は、分かりました。

家庭内の問題の場合は、いわゆるSOSが出ていれば、今の体制の中でも相談を受けるところもあるのですが、SOSの発信がなくて、家庭内で隠ぺいされている状況の中で、非常にプライバシーの問題とか、様々な問題を絡む話で、今すぐに回答がなかなか出ないのが実情です。

ここでどう書くかということ、計画ですので書いた限りは、実現するためのそれに基づいての取組もセットで考えて、どういうことができるのか、それに基づいて、どういうことを書けるのか、時間をかけて検討させていただきたいと思います。

○西條副会長

今の点に関連する具体的な内容は、(6)に入れるとして、その前段として、そういう問題があるということ認識してもらおうという点で、最初の方に宮城県の現状と課題という総論的な文章がありますので、現状認識という意味で、子どもだけの問題ではなく、家庭内での問題であることを、表現的にはストレートに言葉を使っていいのかわかりません

が、そのところに触れさせておく手もあるのではないかと思います。

○山田会長

ありがとうございました。

実際に、かなり悲惨な出来事も起きている現実もありますので、是非、これを他でフォローしていただければと思います。

副会長のご提案では、まず、宮城県の現状と課題の中で、少し家庭内の問題もあるというところを、先ほど少年犯罪のこともありますので、もう少しここを膨らませていただくよう検討していただくことをお願いいたします。

実際の問題点の対応としては、先ほどの25ページ（6）のところで、もう少し項目を用意するなり、ご検討していただければと思います。

よろしいでしょうか。

それでは、他にありませんか。

○邊見委員

23ページですけれども、そのこの木の部分ですが、「子どもの虐待防止の取組みの推進」という項目ですが、2つめと3つめの○のところを読ませていただくとかなり重複している部分があるのかなと、私なりに考えたのですが。

児童虐待の早期発見のため、下の方は対応強化と追加的なことが書かれていて、後半は関係機関との連携が書かれているので、一つにしてもいいのか、それとも是が非とも、それぞれ大事なことなので別々に書かれたと思うのですが、この辺を検討していただければいいのかなと思います。

子どもの児童虐待は、最近、年々増加傾向で、大きな社会問題の1つとなっているわけですが、児童虐待への理解は、児童虐待を防止すること、早期に発見し、子どもを守ることだと思いますが、虐待の背景の部分は、どこにも書かれていない。

家庭内の人間関係の軋轢（あつれき）、親子関係などの人間関係がこじれたり、虐待する側の背景は大きな部分ではないかと、私は考えております。

今は核家族での母と子が、べったりとなっているがゆえに、悲惨な虐待もある。なぜ、そういうことが起きるのかと背景を考えると、母親の生き方が大変苦しい、子育ての大変さ、地域から孤立して、子育てについて誰とも相談できない現状、周りとの関わりがないことで一人でもんもんとして悩みながら、毎日戦っている。その中に外部から入れば、虐待ではない厳しく教育していると言われることがあり、すごく分からない状態で展開していく。

子ども自身も大切ですが、虐待する側の背景を県民にも理解していただくことが、地域としてどういうサポートしていくか、そういうことが大切で、見えない部分をパンフレットに書いて、そのような部分を多くの人に知っていただくことも、こういうパンフレットを出す場合は、大事な目的の1つだと私は考えております。

○山田会長

今は、23ページ（5）のところで、子どもの虐待のことでの御指摘がありました。

2つ目の○と3つ目の○を2つに分けた理由はどういうところにあるのか。という御指摘と、もし整理できるのであれば、1つにできるのか検討してみることもお願いします。また、背景として家庭内の問題を明確にしていくという御指摘でした。

○事務局

1点目の2つに分けて表現している点については、1つにすることも書きぶりでは可能と考えています。

2つに分けたのは、前回の委員会での意見としまして、医療機関への研修など、医療現場での確認が児童虐待の早期発見につながることから必要だという意見があり、紛れないように独立させて書いたのですが、書きぶりについては検討します。

児童虐待のパンフレットの内容については、子育て支援課から回答をお願いします。

○子育て支援課

パンフレットについては、相談機関につながりやすいように、以前、小学校4年生から中学校3年生まで配りました。その後、毎年、小学校4年生に配付しております。

また、現在、11月に児童虐待防止月間ということで、啓発活動を実施しているところでございます。

パンフレット等様々な啓発活動の中で、児童虐待の背景などを皆様知っておいてもらえるような対応が可能かと思いますが、より効果的になるよう検討していきたいと思っています。

○山田会長

はい。ありがとうございました。

他には、いかがでしょうか。

もう1回会議はありますが、中身の反映ということでは、今回が最終的なことになると思いますので、気になることがありましたら、お願いします。

○藤澤委員

25ページ(6)の資料と資料3の関係ですが、資料3の方で(5)(6)に「子どもの安全教育の推進」と記載してありますが、25ページでは、「子どもに関する安全教育の推進」とあります。

どちらが、正しいのでしょうか。

○事務局

子どもの安全教育の推進です。

間違っておりました。

○山田会長

他にありませんか。

出尽くしたということで、よろしいでしょうか。

それでは、たくさんいただいたので、まとめというわけにはいきませんが、御指摘のあった箇所を確認だけしておきましょうか。

7ページの宮城県の現状と課題の中で、少年犯罪の問題であるとか、家庭内の問題・虐待に関連してありましたので、そういったことについて、もう少し書き足していただいてはいかがでしょうか。

その前に1ページのあたりで、これまでの取組の成果や課題を取り上げて、触れていただければと思います。

23ページのところで、今話がありました児童虐待の関係

25ページの家庭内の問題も御指摘がありました。

26ページの(7)情報社会関係における子どもの関係で、タイトルの表現であるとか子ども被害に対する相談対応について、ご検討いただければということでした。

38ページの(19)被災地における子どもの安全安心のところ、子どもの心のケアと関連しての御検討をいただくこと。

何か漏らしたものはないでしょうか。

○事務局

観光地がありましたね。

○山田会長

そうでしたね。

36ページ観光地における外国人の観光客関係について、別の項目を立てて表現してはいかがでしょうか。

何か、漏れはないでしょうか。

○邊見委員

小さいことですが、29ページの下から2行目のノーマライゼーションの説明で、「傷害」の文字が間違いで「障害」であること。

○事務局

字が間違っています。

○山田会長

というところで、よろしいでしょうか。

どうぞ。

○大友委員

細かいことでよろしいのであれば、27ページの5行目に「地域で暖かく見守り」は「温かく見守り」ではないでしょうか。

○事務局

すみません。次回は、きっちりさせていただきます。

○山田会長

いろいろな方の目を見ていただければいいかと思えます。

何かありましたら、他にどうぞ。

それでは、だいたい御意見が出尽くしたようですので、本日は、様々な御意見、御提言いただき、ありがとうございました。

本日の御意見、御提言と今後実施するパブリックコメントを踏まえて中間案を修正していただくこととなります。

日程調整の検討後、12月に第3回目の委員会を開催します。

これで、最終案の審議ということになろうかと思えますが、あと1回となります。よろしく御協力をお願いいたします。今日は、御意見、御指摘ありがとうございました。

これをもちまして、議事を終了させていただきます。

○司会

山田会長、大変、ありがとうございました。

本日皆様からいただいた御意見や御提言を踏まえ、最終案を作成して、お諮りさせていただきますと思います。

ただいま、山田会長から話がありましたように、第3回目は来月12月下旬を予定しております。本日、日程調整表をお配りしておりますので、年末のお忙しい時期で大変恐縮でございますが、御協力をお願いしたいと思います。

○事務局

今日、大変多くの御意見をいただいた関係で、修正をしなければならないのですが、修正した後、次が最後の委員会ということで、集まれる場は1回だけとなりますので、次の委員会までの間に修正案を作って、御意見をいただいた委員の皆様はもとより、皆様にメールなどを活用して、案をお示ししたいと思います。

12月下旬までの間のやりとりで御納得いただけるように、修正してまいりたいと思いますので御協力をお願いいたします。

○早坂委員

今日、始まる前に資料をいただきましたが、説明の前に、資料の確認などしていただければ、大変ありがたいと思えます。

いろいろな会議に出っていますが、たまに資料がないときもありますのでお願いします。

4 閉会

○ 司会

他に特にございませんか。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。

ありがとうございました。